

# 総合評価方式に係る「自己採点方式」実施マニュアル

2021年（令和3年）4月制定  
2022年（令和4年）4月一部改正  
2024年（令和6年）4月一部改正  
2025年（令和7年）4月一部改正  
福山市建設局建設管理部建設政策課

## 1 自己採点方式とは

自己採点方式とは、発注者が案件ごとに定める評価項目について入札者が自己採点し、自己採点した結果を「自己採点表」に記入して入札時に発注者に提出します。発注者は、入札者から提出された自己採点表の点数に福山市採点部分（簡易な施工計画（簡易型のみ）など）がある場合はその点数を加算して技術評価点を算出します。この技術評価点と入札価格を基に算出した評価値が最も高い者について、技術資料等の審査を行うものです。

## 2 自己採点の対象

- (1) 簡易型：「簡易な施工計画」を除く評価項目
- (2) 特別簡易型：すべての評価項目

## 3 実施の時期

2025年（令和7年）4月1日以降に入札公告を行う総合評価方式の案件から適用。

## 4 自己採点方式の手順

- (1) 自己採点表の作成・提出について

### 【簡易型の場合】

- ① 入札者は、「自己採点表」及び技術資料の「簡易な施工計画」の様式を、福山市役所建設政策課（契約担当）HPの入札公告を掲載しているページからダウンロードします。
- ② 「自己採点表」に必要事項を記入し、入札公告及び技術資料を基に各評価項目（「簡易な施工計画」の項目を除く。）の自己採点を行い、その点数を「自己採点表」に記入します。
- ③ 技術資料の「簡易な施工計画」の様式には、「商号又は名称」等の記入と入札者の技術的所見を記入します。
- ④ 入札公告等で定められた方法で、指定の期日までに「自己採点表」及び「簡易な施工計画」を発注者に提出します。

### 【特別簡易型の場合】

- ① 入札者は、「自己採点表」の様式を、福山市役所建設政策課（契約担当）HPの入札公告を掲載しているページからダウンロードします。
- ② 「自己採点表」に必要事項を記入し、入札公告及び技術資料を基に各評価項目の自己採点を行い、その点数を「自己採点表」に記入します。
- ③ 入札公告等で定められた方法で、指定の期日までに「自己採点表」を発注者に提出します。

#### 自己採点表の必要事項

入札者の所在地、入札者の商号又は名称、入札者の代表者名、工事名及び工事場所  
※必要事項が記載されていない場合は、入札を無効とします。

#### (2) 発注者の審査及び落札者の決定について

- ① 提出された「自己採点表」の点数（簡易型の場合は、「自己採点表」の点数に、発注者が採点した「簡易な施工計画」の部分合わせた点数）である技術評価点と入札価格を基に入札者全員の評価値を算出します。
- ② 評価値の上位3者に対して、自己採点部分の技術資料（添付資料を含む。）の提出を依頼します。
- ③ ②により技術資料の提出を依頼した者の中で、評価値が最も高い者について、提出された自己採点部分の技術資料を発注者が審査し、「自己採点表」の点数の確認を行います。
- ④ 発注者による審査の結果、「自己採点表」の点数に誤りがあった場合は、次のとおり各評価項目の点数を取り扱います。

- ・ 過大評価の場合（技術資料の審査の結果、得点が下がる場合）

…当該評価項目の点数を審査後の点数の1/2点とする。

（「自己採点表」の点数を修正し、発注者が審査して確認した点数の1/2点とします。その結果、端数が出た場合は小数第1位止め（第2位を四捨五入）とします。）

※入札金額（税込）が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の場合は、専任補助者の配置は出来ません。誤って専任補助者で自己採点を行った場合は、当該工事配置技術者で再評価した場合の1/2点とします。

上記再評価に伴い、専任補助者ではなく、当該工事配置技術者の技術資料の提出が必要となります。

- ・ 過小評価の場合（技術資料の審査の結果、得点が上がる場合）

…当該評価項目の点数を「自己採点表」の点数とする。

（審査後の点数に関わらず、「自己採点表」の点数を修正しない。）

- ⑤ ④の結果を基に再度評価値を算出し、評価値の最も高い者に変更がなければ、

その者を（その者が低入札価格で入札している場合は、低入札価格調査を実施した上で）落札候補者として決定します。また、評価値の最も高い者が変動する場合には、変動後に最も評価値が高い者について再度③～⑤の審査を行い、以降落札候補者が決定するまで繰り返します。

- ⑥ ⑤で決定した落札候補者について、入札公告で定めた資格要件の確認を行い、落札者を決定します。

## 5 各評価項目の基準日について

- (1) 企業の施工能力
  - ・各種建設機械の保有状況
- (2) 配置予定技術者の能力
  - ・保有する資格
  - ・継続教育(CPD)の取組状況
  - ・配置若手技術者
- (3) 地域精通性
  - ・工事場所と本店の位置関係
- (4) 企業の社会貢献度
  - ・障がい者の雇用状況
  - ・次世代育成支援の取組状況
  - ・男女共同参画の取組状況
  - ・ふくやまワーク・ライフ・バランス認定の有無
  - ・福山市災害応急対策協力事業者登録の有無
  - ・建設業労働災害防止協会への加入の有無
  - ・協力雇用主登録の有無

各入札公告の  
開札日の前日  
時点

## 6 その他の留意事項

- (1) 評価項目ごとの得点は、小数第1位止め（第2位を四捨五入）とします。（発注者の審査時に、自己採点の過大評価があった場合に行う、審査後の点数を1/2点とする処理においても同様の取り扱いとします。）
- (2) 工事成績の得点について、平均点を求める必要がある場合には、平均点を小数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出してください。
- (3) 自己採点の結果が未記入（数字が判別できない場合、数字以外の文字が記入されている場合を含む。）の項目については、当該項目の得点を「0点」とします。
- (4) 「自己採点表」が未提出の場合（入札公告等で定められた以外の方法による提出又は指定の期日を過ぎて提出された場合を含む。）は、入札を無効とします。
- (5) 書面参加における「自己採点表」の提出方法は、福山市電子入札実施要領第12条

第1項第3号の工事費内訳書提出の例に準ずるものとします。

- (6) 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに最高評価値の入札者が提出した技術資料のみを審査し、評価値が第2位以下の者については審査を行わないため、公表する評価値等は正しいものとは限りません。
- (7) 自己採点部分の技術資料の提出については、「自己採点表」等をもとに算出した評価値の上位3者に対して依頼しますが、発注者による審査の結果、評価値の最も高い者が変動する場合を除き、2位以下の者の技術資料については審査を行いません。
- (8) 自己採点部分の技術資料の提出は、提出を依頼した日の翌日（翌日が閉庁日の場合は翌開庁日）の午後5時までに提出してください。
- (9) 自己採点部分の技術資料の提出依頼を受けた者が、技術資料を提出しない場合（指定された以外の方法による提出又は指定の期日を過ぎて提出された場合を含む。）は、入札を無効とします。
- (10) 発注者による自己採点部分の技術資料の審査時に、提出された技術資料及び添付資料で内容を確認します。添付漏れのないよう、十分に注意してください。  
（例：本市発注分以外の工事实績（コリンズ）の添付、技術者等の雇用関係を確認する書類や資格者証の写しの添付、育児休業を規定している箇所の就業規則が添付することなど）

## 総合評価方式(自己採点方式)のフロー

